



くらし

申込 4月25日までに環境課水と緑の係へ

●市民による市役所ロビーコンサート

日時 4月24日(木)の午後0時10分〜0時40分 場所 市役所市民ロビー 内容 大塚幸治郎さんによるクラシックギターでの「BWV998プレリユード・フーガアレグロ」(J.S.バッハ)、「ソナチネ」(M.トローバ)の演奏 (管財係)

●田中町住宅第二公園と上水南第一公園に健康遊具を

設置 昇降ステップ、ふくらはぎのストレッチ、前屈ストレッチ、ベンチストレッチの健康遊具を設置しました。遊具は、(財)自治総合センターからの宝くじの助成で購入しました。(昭和公園管理事務所 5410046)



●中小企業への資金融資あつせん事業補助

【資金融資あつせん】市内の中小企業の事業経営に必要な資金について、信用保証協会の保証により、市内の金融機関に融資のあつせんを行っています。いずれの融資も市による利子(一部)や信用保証料の補助(全額)があります。

◎中小企業事業資金融資・小口事業資金融資 融資額1000万円以内 返済期間▽運転資金Ⅱ4年 ▽設備資金Ⅱ5年 ▽開業資金Ⅱ5年 融資利率2.1%(1.0%の利子補助あり) その他小口事業資金は従業員数、融資残高などの制限あり

◎不況対策事業資金融資 融資額350万円以内(運転資金のみ) 返済期間5年 融資利率2.1%(1.3%の利子補助あり)

【事業補助】

◎環境・新技術等開発事業補助 環境問題や技術革新の変化に対応し、新技術・新製品の開発に取り組み、都のチャレンジ支援資金融資を受けた中小企業に補助します(事業内容により該当しない場合あり)。補助額1件20万円まで (商工係)

移動教室などの看護師を募集

小・中学校の移動教室や修学旅行に付き添う看護師と、代わりに学校に残る看護師を募集します。1日でも可能です。 7月9日(水)

▽小学校Ⅱ5月28日(水)、6月3日(火)・5日(木)・9日(月)・10日(火)・11日(水) ※詳しくは、指導室へ。

昭和公園の施設を無料開放

昭和公園のテニスコートと陸上競技場を無料で開放します。ぜひ、利用してください。 ※詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内) 5444152へ。



▼昭和公園運動施設の開放

Table with 3 columns: 施設種目, テニスコート, 陸上競技場. Rows include 期間 and 開放日時 for Soft Tennis, Hard Tennis, and Track & Field.

※7月30日、8月1日、9月5日、10月10日は陸上競技場の開放を中止する予定です。その他、天候などにより中止することがあります。

勤労商工市民センター

勤労消費者係 5450230

●労災年金個別相談会

日時 4月24日(木)の午前10時〜午後3時 ※申込不要 場所 勤労商工市民センター 対象 労災年金受給者と家族 相談員 東京労災年金相談所員 その他 労災全般の基本的な相談は一般の方も相談可



文化とスポーツ

総合スポーツセンター

スポーツ振興課 5444152 教室担当 トレーニングルーム プール監視室 5444151

●子どもクライミング教室

日時 5月10日・24日、6月14日・28日(いずれも土曜日/全4回)の午前10時〜正午 場所 総合スポーツセンター 対象 小・中学生 定員 20人(多数抽選) 参加費 2000円 申込 往復はがきに「子ども

クライミング教室と、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を記入し、4月30日(消印有効)までに〒1960033東町5-13-1 総合スポーツセンター教室担当へ郵送 ※1人1通のみ/返信面にも住所・氏名を記入

●はじめてのクライミング教室

日時 5月10日・24日、6月14日・28日(いずれも土曜日/全4回)の午後1時〜3時 場所 総合スポーツセンター 対象 15歳以上の方(中学生を除く) 定員 20人(多数抽選) 参加費 4000円 申込 往復はがきに「はじめてのクライミング教室と、住所氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を記入し、4月30日(消印有効)までに〒1960033東町5-13-1 総合スポーツセンター教室担当へ郵送 ※1人1通のみ/返信面にも住所・氏名を記入

●中・高年のためのアクアエクササイズ

日時 5月27日〜7月15日の火曜日(全8回)の午後3時〜4時 場所 総合スポーツセンター 対象 40歳以上の方 定員 30人(多数抽選) 参加費 1回500円 申込 往復はがきに「中・高年のためのアクアエクササイズ」と、住所氏名(ふりがな)・年齢・

消費生活相談

アパート退去時の敷金トラブル

消費生活相談室に相談に来た方の事例をもとにトラブルへの対応を紹介します。

【相談】

アパートを退去しました。家主から修理箇所の見積書が届きましたが、自分の責任でない部分の請求も含まれています。敷金返還交渉の仕方を教えてください。

【対応】

国土交通省のガイドラインでは、通常、量やふすま、壁紙の変色などの時間経過による劣化は家主の負担です。しかし、傷をつけたり、壊したり、タバコのヤニなどの場合は借主の責任とされます。

また、契約するとき、時間経過による劣化であっても借主の負担とする特約がある場合もあり注意が必要です。まず特約の有無と明細を確認し、自分の責任でない項目に関しては返金請求するよう助言しました。それでも返金されない場合は、少額訴訟制度の利用について説明しました。

少額訴訟制度とは、争点が少なく、60万円までの少額な事件に利用可能で、弁護士に依頼せず、自分で訴訟をします。訴訟費用も低額で済み、1回の審理で判決が出るため、経済的にも時間的にも負担が少ない制度です。具体的な手続きは、簡易裁判所で相談できます。 ※詳しくは、消費生活相談室(勤労商工市民センター内) 544-9399へ。

「寄付ありがとうございました」

(敬称略)

◎高齢者福祉のために 10万円以上大堀宏

ごみのボランティア袋に掲載する広告を募集

環境美化のため、道路・公園などの公共の場を清掃するときのごみを入れるボランティア袋を配付しています。このボランティア袋に掲載する広告を募集します。

なお、政治活動、宗教活動、意見広告、公序良俗に反するものは掲載できません。

作成数 2万5000袋

◇広告のサイズ 縦8cm×横13cm

◇広告料 1枠2万5000円

◇募集数 6枠(複数枠の掲載も可)

※申し込みは、4月30日までに清掃センター 5411342へ。

